

がつ ぎょうじよてい
10月の行事予定

にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	どようび 土曜日
		1 子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	2 生活困窮者自立 支援運営協議会 ・子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	3 四プロ研修会 (1日目) ・貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室	4 四プロ研修会 (2日目) ・卓球	5 ・囲碁
6	7 東予地区同研 事前研修会 ・卓球 ・囲碁	8 介護予防教室 ・子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	9 子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	10 各種相談日 ・ふれあい喫茶 ・パソコン ・子ども英語教室	11 ・卓球	12 ・囲碁
13	14 体育の日	15 子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	16 子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	17 貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室	18 先進地視察研修 (1日目) ・卓球	19 先進地視察研修 (2日目) ・囲碁
20	21 ・卓球 ・囲碁	22 即位礼正殿の儀	23 子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	24 県・地区同研 事前研修会 ・貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室	25 ・卓球	26 ・囲碁
27	28 ・卓球 ・囲碁	29 子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	30 子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	31 貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室		

あさひぶんかかいかん
朝日文化会館
かいかん

会館だより
だい 438号 令和元年10月号



【お知らせ】

あさひぶんかかいかん がいかん
【朝日文化会館の外観】

- 東予地区人権・同和教育研究協議会事前研修 10月7日(月) 19時～、2階大ホール
- 介護予防教室(ケントレ) 10月8日(火) 13時30分～、2階大ホール
- 各種相談日 10月10日(木) 10時～
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話しに来てください。一緒に考えます。
- ふれあい喫茶(百円モーニング) 要予約 10月10日(木) 9時30分～
- 県・東予地区人権・同和教育研究協議会事前研修 10月24日(木) 19時～、2階大ホール
- スカッシュバレー大会 要申込 10月26日(土) 8時30分～、松柏公民館

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、
 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重
 し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するこ
 とを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
 (障害者差別解消法) が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障がいのある
 人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

Q. 不当な差別的取扱いの禁止ってなに？

A. 「不当な差別的取扱い」の禁止！！

国・都道府県・市町村などの役所や、社会やお店などの事業者が、障がいのある
 人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しています。

※ 国民は、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません。

Q. 合理的配慮の提供ってなに？

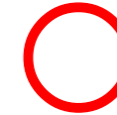
A. 「合理的配慮」の提供！！

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
 役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除
 くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重す
 ぎない範囲で対応することを求めています。

不当な差別的取扱いの例



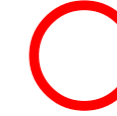
• 車いすの人の利用を断る



• 車いすでも利用できる席へ案内した



• 本人を無視して介助者や付添人に説明する

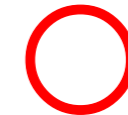


• 本人に説明する

合理的配慮の提供の例



• 階段があり車いすで通れない



• スロープがあり車いすで通れた



• 困ったなあ... 手伝ってほしい...



• 手伝いが必要かどうか、声をかけて聞いた

※ 合理的配慮とは、障がいを持った方の支援をすることです。全てをすることではなく、本人
 が必要とする手助けであったり生活する中での障がいを取り除いたりすることが大切です。

※ 障がいの内容によって必要な支援が違います。障がいのある方がどんな手助けを必要とし
 ているか、当事者に確認しましょう。

※ 盲導犬が指示を待っている時には、むやみになでたり触ったりしないようにしましょう。